

オンライン結合に係る全国の個人情報保護条例の規定状況

都道府県名	オンライン結合規定	条例(抜粋)	審査会の意見を聴かなくても良い項目					
			法令等の規定に基づく	犯罪予防等で警察等に提供	本人同意あり	生命、財産の保護目的	他の公共団体等に提供	報道等で公にされている
1 北海道	あり	(電子計算組織を結合する方法による提供の制限) 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を実施機関以外のものへ提供してはならない。 2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめその内容について審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)に提供するとき。 3 前項の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。	1		1	1	1	
2 青森県	あり	(情報機器の結合による提供の制限) 第10条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。						
3 岩手県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第6条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。	1			1		1
4 宮城県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあつては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(以下「オンライン結合」という。)により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令に定めのあるとき。 (3) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 出版、報道等により公にされているとき。 (5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁に提供するとき。 3 前項の提供の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。	1	1	1	1		1
5 秋田県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合でなければ、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 2 実施機関は、オンライン結合により実施機関以外のものに個人情報の提供を開始しようとする場合又は当該提供の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。 (5) 国又は他の都道府県に提供するとき。	1		1	1	1	1
6 山形県	あり	(電子情報処理組織による提供の制限) 第7条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、電子計算機(入出力装置を含む。)と入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得るものに限る。)を使用して、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。						
7 福島県	あり	(利用及び提供の制限) 第7条 (略) 4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護について必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)により保有個人情報を提供してはならない。						
8 茨城県	なし	—						
9 栃木県	あり	(電子計算機等の結合による提供の制限) 第9条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。)により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあつては、第1号)に該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察へ提供する場合であつて、必要な保護措置が講じられているとき。 (3) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めるとき。	1	1				
10 群馬県	あり	(利用及び提供の制限) 第8条 (略) 4 実施機関は、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。)により個人情報を提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することがないよう努めるとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、群馬県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。提供している内容を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法令等に基づくとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするとき。	1	1				
11 埼玉県	あり	(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求等) 第12条 実施機関は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。 2 前項に規定する場合において、実施機関は、法令の定める所掌事務を遂行するため必要があると認められ、かつ、保有個人情報の提供を受ける者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じていると認められるときを除き、電子情報処理組織(実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と保有個人情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により、当該提供を受ける者が保有個人情報を随時入手することができる状態にして行つてはならない。						

都道府県名	オンライン結合規定	条例(抜粋)	法令等の規定に基づく	犯罪予防等で警察等に提供	本人同意あり	生命、財産の保護目的	他の公共団体等に提供	報道等で公にされている
12 千葉県	あり	(実施機関以外のものに対する提供の制限) 第11条(略) 2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法令等に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合 (2) 本人の同意に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合又は本人にオンライン結合により個人情報を提供する場合 (3) インターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により個人情報を提供する場合 4 実施機関が警察本部長である場合にあっては、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するため、警察庁又は他の都道府県警察にオンライン結合により個人情報を提供しようとするときは、前項の規定は、適用しない。	1		1			
13 東京都	あり	(外部提供の制限) 第11条 実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。 2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算機その他の結合による外部提供を行うことができる。						
14 神奈川県	あり	(オンライン結合による提供) 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。 (2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。 (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。 (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。 3 前2項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に保有個人情報を提供する場合に適用しない。	1		1	1	1	1
15 新潟県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第11条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。その内容を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 個人の生命、身体及び財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。	1			1		
16 富山県	あり	(電子計算機等の結合による提供の制限) 第10条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により提供してはならない。 (1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして規則で定める場合 2 知事は、前項第3号の規則の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、富山県個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。	1	1				
17 石川県	あり	(電子計算機等の結合による提供の制限) 第7条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の機器の結合により、実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 公安委員会又は警察本部長が、警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (3) 事務の遂行上必要かつ適切と認められ、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられているとき。 2 実施機関は、前項に規定する方法により保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき(同項第三号に該当するときに限る。)は、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。 ※特定個人情報に関しては、第40条の2(特定個人情報についての特例)の規定により平成28年1月1日から、また、情報提供等の記録に関しては、第40条の3(情報提供等の記録についての特例)の規定により番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から、それぞれ第7条第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定が適用除外となります。	1					
18 福井県	あり	(電子計算機等の結合による提供の制限) 第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人に提供するとき(公益上の必要があり、かつ、当該国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人において個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときに限る。) (3) インターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態において提供するとき(本人の同意があるときその他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。) (4) 前三号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。	1				1	
19 山梨県	あり	(オンライン結合による保有個人情報の提供の制限) 第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関以外の者に対してオンライン結合(実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供をしてはならない。 (1) 法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき。 (2) 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。 2 実施機関は、前項第二号の規定に基づき、オンライン結合による保有個人情報の提供を開始しようとするときは、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として国又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供するとき。 3 前項の規定は、同項の提供の内容を変更しようとするときについて準用する。	1	1	1			

都道府県名	オンライン結合規定	条例(抜粋)	法令等の規定に基づく	犯罪予防等で警察等に提供	本人同意あり	生命、財産の保護目的	他の公共団体等に提供	報道等で公にされている
20 長野県	あり	(オンライン結合による記録情報の提供の制限) 第6条 実施機関は、公益上必要があり、かつ、記録情報について必要な保護措置が講じられていなければ、通信回線による電子計算組織の結合(記録情報の提供を受ける者が随時当該記録情報を入手し得る状態にあるものに限る。以下この条において「オンライン結合」という。)により実施機関以外の者に記録情報を提供してはならない。 2 実施機関は、実施機関以外の者に対し、オンライン結合により新たに記録情報を提供しようとするとき又はオンライン結合の内容を変更して記録情報を提供しようとするときは、あらかじめ、長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。ただし、実施機関である警察本部長が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として、警察庁又は他の都道府県警察に提供しようとするときは、この限りでない。 3 実施機関は、実施機関以外の者に対し、オンライン結合により記録情報を提供している場合において、当該記録情報について必要な保護措置が講じられていないものと認めるときは、当該オンライン結合による記録情報の提供の停止その他必要な措置を講じなければならない。 4 前項の措置は、原則として長野県個人情報保護運営審議会の意見を聴いて講ずるものとする。						
21 岐阜県	なし							
22 静岡県	あり	(電子計算機等の結合による提供に係る保護措置) 第13条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報当該特定の者が随時入手し得る状態にする方法により提供するとき、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。						
23 愛知県	あり	(オンライン結合による個人情報の提供の制限) 第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)による個人情報の提供をしてはならない。 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。オンライン結合による個人情報の提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。 一 法令又は条例の規定に基づきオンライン結合により提供するとき。 二 実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対してオンライン結合により提供するとき。 三 インターネットにおける実施機関のウェブサイト個人情報を掲載することにより提供するとき(本人の同意があるとき、その他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。) 3 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を行うときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。	1			1		
24 三重県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じているときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 実施機関及び国又は他の都道府県が共用する情報システムにおいて、国、他の都道府県又は当該情報システムの管理を委託されているものに提供するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるとき。	1					
25 滋賀県	あり	(電子計算機等の結合による提供の制限) 第9条 実施機関は、法令等の規定に基づくとき、および公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。						
26 京都府	あり	(オンライン結合による提供) 第6条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により個人情報を提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することがないように努め、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 (1) 法令等に基づくとき。 (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕を目的とするとき。 (3) 犯罪の予防等を目的として、警察庁又は他の都道府県警察に専用回線を通じて提供するとき。 2 実施機関は、前項の規定により審議会の意見を聴いたオンライン結合による個人情報の提供の内容を変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	1	1				
27 大阪府	あり	(利用及び提供の制限) 第8条 (略) 3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報(情報提供等の記録を除く。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。 4 実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合は、この限りでない。 5 実施機関は、前項ただし書に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。 (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。 (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。 (4) 出版、報道等により公にされているものを提供することが正当であると認められるとき。 (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 6 第4項の規定は、公安委員会又は警察本部長が犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に個人情報を提供するときには、適用しない。	1		1	1	1	1
28 兵庫県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第8条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、実施機関以外のものに対し、個人情報を提供するときは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (3) インターネットにおける実施機関のウェブサイト個人情報を掲載することにより提供するとき。 2 前項の規定により個人情報を提供する場合においては、実施機関は、個人情報の保護のための必要な措置を講じなければならない。	1					

都道府県名	オンライン結合規定	条例(抜粋)	法令等の規定に基づく	犯罪予防等で警察等に提供	本人同意あり	生命、財産の保護目的	他の公共団体等に提供	報道等で公にされている
29 奈良県	あり	(個人情報の利用及び提供の制限) 第6条 (略) 3 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態とするものに限る。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。 (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供する場合であって、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき。 (3) 前号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めるとき。 4 実施機関は、第1項第7号又は前項第3号の場合において個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。	1	1				
30 和歌山県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第14条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが入手することができる状態とするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (3) 和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき。	1					
31 鳥取県	あり	(利用及び提供の制限) 第8条 (略) 5 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。 6 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合の方法により、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。						
32 島根県	あり	(提供の制限) 第7条 (略) 3 実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。	1					
33 岡山県	あり	(外部提供の制限) 第10条 (略) 2 実施機関は、法令等に基づく場合又は事務の執行上必要かつ適切と認められる場合で個人情報について必要な保護措置が講じられているときを除き、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機その他の情報機器と当該実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)による外部提供をしてはならない。						
34 広島県	あり	(利用及び提供の制限) 第6条 (略) 4 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により保有個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、提供に係る保有個人情報について、その漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。						
35 山口県	あり	(利用及び提供の制限) 第6条 (略) 3 実施機関は、公益上必要であり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、オンライン結合(当該実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることをいう。)による個人情報の提供をしてはならない。						
36 徳島県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第8条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態とするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、オンライン結合により個人情報を提供することができる。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 警察庁又は他の都道府県警察に提供する場合において、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき(実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合に限る。) (3) 前2号に掲げる場合のほか、徳島県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき。	1	1				
37 香川県	あり	(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求等) 第8条 (略) 2 実施機関(議会にあっては、議長)は、その使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときは、その方法により保有個人情報を提供することにつき相当の理由があり、かつ、安全確保の措置が講じられていなければならない。						
38 愛媛県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第12条 実施機関は、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態とするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 犯罪の予防等を目的とするとき。 (3) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立したものを除く。第27条第1項において同じ。)に提供するとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。	1	1			1	

都道府県名	オンライン結合規定	条例(抜粋)	法令等の規定に基づく	犯罪予防等で警察等に提供	本人同意あり	生命、財産の保護目的	他の公共団体等に提供	報道等で公にされている
39 高知県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第11条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。ただし、特定個人情報については、番号法第19条各号(前条第3項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する場合でなければならない。 2 実施機関は、オンライン結合により個人情報を提供しようとするときは、法令等の規定に基づくときを除き、あらかじめ、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。 3 前項の規定にかかわらず、公安委員会等が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供しようとする場合であって、提供することにつき相当の理由があるときは、同項の高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴くことを要しない。	1					
40 福岡県	あり	(個人情報の利用及び提供の制限) 第5条 (略) 4 実施機関は、法令に基づく場合、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線による電子計算機その他の機器の結合により当該個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。	1					
41 佐賀県	あり	(オンライン結合による提供) 第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、オンライン結合により個人情報を提供することができる。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 公安委員会又は警察本部長が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の目的のために提供するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるとき。	1					
42 長崎県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第9条 実施機関は、実施機関以外の者に対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)による保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定又は国の機関からの指示等に基づくとき。 (2) 実施機関が、警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。	1	1				
43 熊本県	あり	(オンライン結合による提供) 第9条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。 (1) 公安委員会又は警察本部長が専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。						
44 大分県	あり	(オンライン結合による提供の制限) 第8条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供するときを除き、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。 (1) 公安委員会又は警察本部長が、犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると実施機関が認めるとき。						
45 宮崎県	あり	第10条 実施機関は、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 公安委員会又は警察本部長が専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。 (3) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。	1					
46 鹿児島県	なし	—						
47 沖縄県	あり	(通信回線を用いた保有個人情報の提供の制限) 第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められる場合を除き、実施機関以外のものに対し、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器(以下「電子計算機等」という。)の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下この条において同じ。)により保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供してはならない。 2 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機等の結合による保有個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令等に基づくとき。 (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (3) 実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体に提供するとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 3、4 (略)	1		1	1	1	
規定なし	3		29	10	8	8	8	5